

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第一項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	<p>箇条4 一般要求事項</p> <p>機器用カプラは、通常の使用状態において十分な性能をもち、使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し、組み立てなければならない。</p> <p>標準化されていない機器用カプラは、対応するアクセサリとともに試験したとき、この規格の全ての安全要求事項を満たさなければならない。</p>	
第二条 第二項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するため、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9 9.1 箇条12 12.1 箇条13 13.2 13.4	<p>箇条9 寸法及び適合性</p> <p>9.1 一般事項</p> <p>機器用カプラは、意図しない又は不適切な接続を防止する設計及び構造でなければならない。</p> <p>箇条12 端子及び終端</p> <p>12.1 一般事項</p> <p>端子は、端子の締付手段によって、他の部品を固定してはならない。</p> <p>箇条13 構造</p> <p>13.2 コンタクト及びピンの位置</p> <p>有極のコネクタ及びプラグコネクタの場合、極(コンタクト又はピン)は、規定のスタンダードシートに示す配置に従って、確実にかん合する位置になければならない。</p> <p>13.4 ピン及びコンタクトの構造</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				13.4.1 13.6 13.6.1 箇条16 16.1 箇条19 箇条22 22.2	13.4.1 回転の防止 機器用インレット及びプラグコネクタのピン並びにコネクタ及び機器用アウトレットのコンタクトは、回転しないように固定しなければならない。 13.6 外郭 13.6.1 一般事項 コネクタ及びプラグコネクタの本体の部分は、他の部分と確実に固定しなければならない。 箇条16 コネクタ及び機器用アウトレットの挿入及び引抜きに必要な力 16.1 一般事項 機器用カプラーは、コネクタ及び機器用アウトレットの挿入及び引抜きが容易で、かつ、通常の使用においてコネクタ及び機器用アウトレットが機器用インレット及びプラグコネクタから抜け落ちるのを防止する構造でなければならない。 箇条19 開閉性能 機器用カプラーは、十分な開閉性能をもたなければならぬ。 箇条22 コード及びその接続 22.2 コード止め	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.2.1 箇条23 23.6 23.6.1 箇条25 25.3	<p>22.2.1 一般事項 コネクタ及びプラグコネクタは、導体を端子又は終端に接続する箇所で、ねじれを含む張力が加わらないように、また、外側の被覆を摩耗から保護するために、コード止めを備えていなければならない。</p> <p>箇条23 機械的強度 23.6 分離した前部分が付いたコネクタ及びプラグコネクタの引張試験</p> <p>23.6.1 一般事項 コンタクトを囲んでいる分離した前部分が付いたコネクタ及びプラグコネクタの外部部分は、互いに確実に固定しなければならない。</p> <p>箇条25 ねじ、通電部及び接続部 25.3 接続の保持 機械的接続と電気的接続とを兼ねて使用するねじ及びリベットは、緩んだり、回転したりすることのないように固定しなければならない。</p> <p>端子とその他の部品との結合部は、通常の使用状態で緩まないように設計しなければならない。</p>	
第三条 第一項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時にお	■該当 □非該当	箇条11	<p>箇条11 接地の装備 保護接地極（コンタクト又はピン）をもつ機器用カプラー</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		ける被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。			は、保護接地極を最初に接続し、他の極よりも後に保護接地極を開放する構造でなければならない。	
第三条 第二項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条8 8.1 8.2	箇条8 表示 8.1 一般事項 機器用カプラには、次の事項を表示しなければならない。 － 製造業者又は責任ある販売業者の名称、商標又は略号 － 形名 8.2 追加表示 標準化されたコネクタ及びプラグコネクタ並びに全ての標準化されていない機器用カプラには、次の事項を追加して表示しなければならない。 － 定格電流 (A)。ただし、定格が0.2Aのコネクタを除く。 － 定格電圧 (V) － 供給電源の種別の記号、等	
第四条	供用期間中ににおける安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条13 13.7 箇条17	箇条13 構造 13.7 接地接続 機器用カプラの金属部は、腐食によって電気的及び機械的特性に関する安全性を損なわないように設計しなければならない。 箇条17 コンタクトの動作	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条20 箇条24 24.2 24.2.1 箇条25 25.4 箇条28	<p>機器用カプラーのコンタクトとピンとは、滑りの動作を伴う接続で行わなければならない。コネクタ及び機器用アウトレットのコンタクトは、十分な接触圧をもち、通常の使用状態で劣化するおそれがあつてはならない。</p> <p>箇条20 通常操作</p> <p>機器用カプラーは、通常の使用状態において起こり得る機械的、電気的及び熱的応力に対し、過度な摩耗などの有害な影響を受けることなく、これに耐えるものでなければならない。</p> <p>箇条24 耐熱性及び耐劣化性</p> <p>24.2 耐劣化性</p> <p>24.2.1 一般事項</p> <p>エラストマ性又は熱可塑性の材料の機器用カプラーは、劣化に対する十分な耐性をもたなければならない。</p> <p>箇条25 ねじ、通電部及び接続部</p> <p>25.4 金属部品</p> <p>通電ピン、通電コンタクト、接地ピン及び接地コンタクトは、機器用カプラーの中で発生する状態の下で、十分な機械的強度及び耐腐食性をもつ金属でできていなければならない。</p> <p>箇条28 耐腐食性</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
項目	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					鉄製の部分は、さびに対して適切に保護しなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条14	箇条14 耐湿性 機器用カプラは、通常の使用状態における湿気に耐えなければならない。 機器用カプラを、通常の使用状態で液体がこぼれるおそれのある機器に用いる場合、機器は、耐水保護性能をもたなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10 10.4 10.5 箇条18 18.1	箇条10 感電に対する保護 10.4 外郭部分 コネクタ、機器用アウトレット及びプラグコネクタの外郭部分は、組立用ねじ又はこれに類するものを除き、絶縁材料でできていなければならない。 10.5 外覆い 接地ピンをもたない機器用インレット、並びに接地ピンをもつ定格が2.5 Aの機器用インレット及び機器用アウトレットの外覆い及びベース部分は、絶縁材料でできていなければならない。 箇条18 高温用及び超高温用機器用カプラの耐熱性 18.1 一般事項 高温用及び超高温用の機器用カプラは、機器から発生す	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条24 24.1	<p>る熱に十分耐えなければならない。</p> <p>さらに、機器用アウトレット及びコネクタのばねコンタクトは、過熱による熱緩和によって悪影響を受けてはならない。</p> <p>箇条24 耐熱性及び耐劣化性 24.1 耐熱性 機器用カプラは、十分な耐熱性をもたなければならない。</p>	
第七条 第一号	感電に対する 保護	<p>電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。</p> <p>一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10 10.1 10.2 10.3	<p>箇条10 感電に対する保護 10.1 充電部の接近 機器用カプラは、部分的に又は完全にかん合したとき、充電部に接触しないように設計しなければならない。 コネクタ及び機器用アウトレットは、通常使用するように適切に組み立て、結線したとき、充電部に接触しないように設計しなければならない。</p> <p>10.2 単極接続に対する保護 機器用インレット又はプラグコネクタのピンとコネクタ又は機器用アウトレットのコンタクトとが接触したとき、ピンが可触になるような長さであってはならない。</p> <p>10.3 充電部への接近に対する保護 充電部への接近を防止する部分は、工具を用いないで取り外すことが可能であってはならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条	感電に対する	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさない	■該当	箇条11	箇条11 接地の装備	
				箇条13 13.1 13.3 13.8 13.8.1 箇条23	<p>箇条13 構造 13.1 偶然に接触する危険性 機器用カプラは、機器用インレット又はプラグコネクタの接地ピンとコネクタ又は機器用アウトレットの通電コンタクトとの間で、偶然に接触するおそれがないように設計しなければならない。</p> <p>13.3 充電部をカバーする部分 充電部をカバーする部分は、緩むことがないように固定しなければならない。</p> <p>13.8 端子及び終端の構成 13.8.1 一般事項 コード交換形アクセサリの端子及びコード非交換形アクセサリの終端は、アクセサリ内の導体の外れた素線によって感電の危険が生じないように配置又は遮蔽しなければならない。</p> <p>箇条23 機械的強度 引張試験後、コネクタ及びプラグコネクタの2個の構成部分が外れてはならない。また、感電に対して保護する部分が緩んだり、充電部に触れることが可能になってはならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 2 号	保護	ように抑制されていること。	<input type="checkbox"/> 非該当	箇条13 13.7	保護接地極（コンタクト又はピン）をもつ機器用カプラーは、保護接地極を最初に接続し、他の極よりも後に保護接地極を開放する構造でなければならない。 箇条13 構造 13.7 接地接続 コネクタ及びプラグコネクタの接地極（コンタクト又はピン）は、本体に固定しなければならない。接地極と接地用端子とが一体でない場合は、それらの部分をリベット、溶接又は同様の確実な方法によって互いに固定しなければならない。	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受け るおそれがある内外からの作用を考慮し、 かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保 たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条13 13.8 13.8.1 箇条15 15.1	箇条13 構造 13.8 端子及び終端の構成 13.8.1 一般事項 コード非交換形成形アクセサリは、インレットのかん合 面を除き、導体の外れた素線と、アクセサリの全ての可触 外面との間の距離が要求する最小絶縁距離未満に減少す ることを防止する手段を備えなければならない。 箇条15 絶縁抵抗及び耐電圧 15.1 一般事項 機器用カプラーは、適切な絶縁抵抗及び耐電圧をもたなけ ればならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条26 26.1 箇条27 27.2	箇条26 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 26.1 一般事項 機器用カプラは、空間距離、沿面距離及び絶縁材料を通しての距離が、機器用カプラ及び相互接続カプラの寿命中に生じる環境的影響の下において、電気的、機械的及び熱的応力に耐えるのに十分な構造でなければならない。 箇条27 絶縁材料の耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 27.2 耐トラッキング性 高温用及び超高温用の機器用カプラの充電部を保持する又はそれに接触する絶縁部は、保証トラッキング指数 (PTI) が175以上の耐トラッキング性材料のものでなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条18 18.1 箇条19 箇条27	箇条18 高温用及び超高温用機器用カプラの耐熱性 18.1 一般事項 高温用及び超高温用の機器用カプラは、機器から発生する熱に十分耐えなければならない。 箇条19 開閉性能 規定の試験中、異極充電部間又は充電部と接地回路との間にフラッシュオーバーがあってはならない。また、いずれの箇所にも持続するアークがあってはならない。 箇条27 絶縁材料の耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				27.1 27.1.1	27.1 耐熱性及び耐火性 27.1.1 一般事項 電気的作用による熱ストレスを受ける可能性がある絶縁 材料製の部分又は安全性を損ねる劣化が起こる可能性が ある部分は、アクセサリの内部で発生する熱及び炎によ って、著しい影響を受けてはならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人 体に危害を及ぼすおそれがある温度となら ないこと、発熱部が容易に露出しないこと 等の火傷を防止するための設計その他の措 置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条21	箇条21 溫度上昇 コンタクト、その他の通電部は、電流が流れ生じる温度 上昇が過度にならないように設計しなければならない。	
第十一 条 第1項	機械的危険源 による危害の 防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性 による転倒、可動部又は鋭利な角への接触 等によって人体に危害を及ぼし、又は物件 に損傷を与えるおそれがないように、適切 な設計その他の措置が講じられるものとす る。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条20 箇条22 22.3	箇条20 通常操作 機器用カプラは、通常の使用状態において起こり得る機 械的、電気的及び熱的応力に対し、過度な摩耗などの有害 な影響を受けることなく、これに耐えるものでなければ ならない。 箇条22 コード及びその接続 22.3 屈曲試験 コネクタ及びプラグコネクタは、コードがコネクタ及び プラグコネクタに入る部分で過度に曲がらないように設 計しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二条	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条13 13.4.2 箇条22 22.2 22.2.1 箇条23 23.1 箇条25 25.1	箇条13 構造 13.4.2 ピンの保持 機器用インレット及びプラグコネクタのピンは、確実に固定し、十分な機械的強度をもたなければならない。ピンは、工具を用いずに取外しが可能であってはならない。 箇条22 コード及びその接続 22.2 コード止め 22.2.1 一般事項 コネクタ及びプラグコネクタは、導体を端子又は終端に接続する箇所で、ねじれを含む張力が加わらないように、また、外側の被覆を摩耗から保護するために、コード止めを備えていなければならない。 箇条23 機械的強度 23.1 一般事項 機器用カプラは、十分な機械的強度をもたなければならない。 箇条25 ねじ、通電部及び接続部 25.1 一般事項 電気的接続部又は機械的接続部は、通常の使用状態において生じる機械的応力に耐えなければならない。	
第十三条	化学的危険源	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学	■該当	箇条4	箇条4 一般要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	による危害又は損傷の防止	物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当	箇条20	<p>機器用カプラは、通常の使用状態において十分な性能をもち、使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し、組み立てなければならない。</p> <p>標準化されていない機器用カプラは、対応するアクセサリとともに試験したとき、この規格の全ての安全要求事項を満たさなければならない。</p> <p>箇条20 通常操作</p> <p>耐電圧試験の後、試料は、次の事項があつてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 充填物の流出、等 	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	－	－	当該製品は、一般的に人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	<p>箇条4 一般要求事項</p> <p>機器用カプラは、通常の使用状態において十分な性能をもち、使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し、組み立てなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ－第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		じて適切な表示をされているものとする。			標準化されていない機器用カプラは、対応するアクセサリとともに試験したとき、この規格の全ての安全要求事項を満たさなければならない。	
第十五条 第 1 項	始動、再始動 及び停止によ る危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危 害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそ れがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一 般的に、不意な 始動によって人 体に危害を及ぼ し又は物件に損 傷を与えるおそ れがないため、 非該当が妥当と 考える。
第十五条 第 2 項	始動、再始動 及び停止によ る危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したと きは、再始動によって人体に危害を及ぼし、 又は物件に損傷を与えるおそれがないもの とする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一 般的に、不意な 再始動によ って人 体に危害を及 ぼし又は物件に 損傷を与えるお それがないた め、非該当が妥 当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条 第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.1	箇条22 コード及びその接続 22.1 コード非交換形のコネクタ及びプラグコネクタのコード コード非交換形のコネクタ及びプラグコネクタは、コネクタ及びプラグコネクタのタイプに従って規定のコードのタイプ以上のコードを備え、かつ、コードは規定の公称断面積以上のものでなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	箇条29 29.1	箇条29 電磁両立性(EMC)要求事項 注記 電子部品を内蔵するアクセサリに対する要求事項は、まだ必要性が確立していないため、含めていない。 29.1 イミュニティー電子部品を内蔵していないアクセサリ	当該製品は、箇条29の規定により、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					これらのアクセサリは、通常、電磁妨害に影響されないため、イミュニティ試験は要求しない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	箇条29 29.2	箇条29 電磁両立性 (EMC) 要求事項 注記 電子部品を内蔵するアクセサリに対する要求事項は、まだ必要性が確立していないため、含めていない。 29.2 エミッショナー電子部品を内蔵していないアクセサリ これらのアクセサリは、電磁妨害を発生しない。したがって、エミッション試験は必要としない。	当該製品は、箇条29の規定により、非該当が妥当と考える。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8 8.5 8.7	箇条8 表示 8.5 表示の識別 8.1に規定するコネクタ及びプラグコネクタの表示は、コネクタ及びプラグコネクタを結線するとき及び使用可能な状態において、容易に識別できなければならない。 8.7 耐久性 この規格に規定する表示は、読みやすく、かつ、容易に消えてはならない。表示は、ねじ、取り外せるワッシャ、その他の取り外せるものの上にあってはならない。	
第二十条 第1号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る。）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	扇風機及び換気扇は、当該規格の適用範囲に含

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	る表示)	<p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				まれないため、非該当が妥当と考える。
第二十条 第 2 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	電気冷房機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条 第 3 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装 置を有するものを除く。）及び電気脱水機 (電気洗濯機と一体となっているものに限 り、産業用のものを除く。) 機器本体の見 やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易 に消えない方法で、次に掲げる事項を表示 すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	電気洗濯機及び 電気脱水機は、 当該規格の適用 範囲に含まれな いため、非該当 が妥当と考 える。
第二十条 第 4 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のも のに限り、産業用のものを除く。）機器本 体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、か つ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項 を表示すること。 (イ) 製造年	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	テレビジョン受 信機は、当該規 格の適用範囲に 含まれないた め、非該当が妥 当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8283-1:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				